

青根村文書 『学事書類』(昭和二十三年)
○昭和二十一年十一月二十一日 公葬について
参考資料

二十一厚第六九六号

昭和二十一年十一月二十一日

教育民生部長

地方事務所長

宛

市区長

公葬等について

前文略

四、忠霊塔、忠魂碑其他戦没者の為の記念碑、銅像等の建設並びに軍国主義者又は極端なる国家主義者の為に、それらを建設することは今後一切行はないこと。現在建設中のものについては、直ちにその工事を中止すること。尚、現存するものの取扱は、左に依られたい。

イ、学校及び其の構内に存在するものは、之を撤去すること。

ロ、公共の建造物及びその構内又は公共用地に存在するもので明白に軍国主義的又は極端なる国家主義的思想の宣伝鼓吹を目的とするものは、之を撤去すること。

前項のことは戦没者等の遺族が私の記念碑や墓石等を建立することを禁止する趣旨ではない。

後文略

昭和二十一年十一月二十七日警保局発甲第七三三号 内務省警保局長より県知事宛

忠霊塔、忠魂碑等の措置について

「公葬等について」の第四項中現存する忠霊塔、忠魂碑、銅像等の措置については、左記に拠られたい。

記

学校、学校の構内及び構内に準ずる場所に存在するものは撤去する

又、公共の建造物及びその構内又は公共用地に在るもので明白に次のやうな軍

国主義的又は超国家主義的思想の宣伝鼓吹を目的とするものは撤去する

イ 日本天皇は、其の祖先家柄及特殊なる起源の故を以て、他国の元首に優越するなりとの教義

ロ 日本国民は其の祖先家柄又は特殊の起源の故を以て、他国民に比し優越し居れりとの教義

ハ 日本諸島は特殊の起源の故を以て、他国に比し優越し居れりとの教義

ニ 日本国民を欺瞞し以て侵略戦争に導入し、又は他国との紛争解決の為の道具としての武力行使を讚美するに役立つ其の他の教義

単に忠霊塔、忠魂碑は日露戦役記念碑等戦没者の為の碑であることを示すに止まるものは、原則として撤去の必要はない。

三、撤去を要する忠霊塔等で、遺骨の収めてあるものは、その遺骨は次のやうに処置する。

1、遺骨の判明せるものは、遺族へ

2、然らざるものは、共同墓地へ埋葬する

撤去の責任者

1、建造物の管理者又は所有者

2、建造物所在の土地の所有者又は管理者

3、建造物所在の市町村長

四、遺族が合同して墓石を建立しようとする場合、その構造が華美、壮大になつては、戦争礼賛の弊を生じ易いので、簡素を旨とするやう指導すること。

戦没軍人に対し、遺族の特設する墓標には、死者の戦功を顕彰せざる範圍に

於て陸海軍人官等氏名場所等を刻ましめるも支障ない。

二十一年十二月十日 福島県知事宛、昭和二十一年一月六日内務省公安第一課長回答
尚此の境内は、公共用地に含まない。